

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」 の閣議決定を受けて

本日、政府は「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。安倍内閣総理大臣のリーダーシップのもと、山本内閣府特命担当大臣をはじめ、これまでの関係者のご努力により、地方分権改革の歩みが着実に前進したことを感謝する。

今年で三年目となる提案募集方式であるが、提案団体からの提案の実現に真摯に取り組み最も高い実現率を達成したこと、また、地方創生・一億総活躍や子ども・子育て支援といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革を着実に進める取組として評価する。

一方で、全国知事会からの提案も含め、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、次年以降、検討を加えた上で再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すべきである。

あわせて、来年以降の提案募集方式の取組に関しては、依然として残された課題である「従うべき基準」について、速やかに廃止又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行うべきである。

これらの地方分権の成果について、関連法案の早期成立を期し、移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に踏まえ、地方分権の果実の円滑な実現を図ることを強く求める。

平成28年12月20日

全国知事会
会 長 京都府知事 山田 啓二

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 鳥取県知事 平井 伸治